

ヘルパーステーション 信夫の里の利用に関する

重要事項説明書

1. 事業者及び事業所の概要

事業者： 社会福祉法人 雄峰福社会
代表者： 理事長 栗木 繁
事業所名： ヘルパーステーション 信夫の里
指定事業者番号： 0770102895
所在地： 福島市仁井田字下川原17番地
管理責任者： 黒島 武志
電話番号： 024-546-2727

2. 事業実施地域及び営業時間

営業日： サービスの提供は年中無休
受付時間： 午前 9:00～午後6:00（月曜日～土曜日）
サービス提供時間： 午前 8:00～午後6:00
通常の実施地域： 福島市内全域

※時間外及び地域外については、ご相談に応じます。

3. 職員の体制

単位：人

	常勤（専従）	常勤（兼務）	非常勤（専従）
管理者		1	
サービス提供責任者		1以上	
訪問介護員	1以上	1以上	1以上

※ 訪問介護員は、常勤・非常勤を合わせて2.5人以上（常勤換算）とする。

4. 事業の目的および運営方針

(1) 事業の目的

高齢者の方や障害・疾病をお持ちの方がより安全に健康で質の高い自立した生活を送る事が出来るよう身体の介護、生活の援助を行い出来る限り在宅での暮らしが維持できるよう支援していきます。

(2) 運営方針

高齢者の方や障害・疾病をお持ちの方が在宅での生活が可能となるよう利用者（要介護及び要支援認定を受けられた方、または介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の対象者となる方、以後「利用者」という）と介護者（家族）の生活を支援し、生活の質の向上と必要なサービスの提供が出来るよう他事業所とも密接な連携を保ち総合

的なサービスの提供に努めます。

5. 提供するサービス

(1) 提供するサービスの内容

ご自宅に訪問し、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて下記のようなサービスを行います。

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画の作成		居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	トイレ誘導・排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く））の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	褥瘡予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。（一包化されているものに限りです）
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守りの援助	○利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。 ○生活動作（入浴や洗濯、掃除等）の自立を促すための声掛けや見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） ○認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。
生活援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2) サービス提供の開始及び終了

- ・当事業所との契約締結により、サービス提供が開始されることとなります。また、利用者の都合でサービスを終了する場合は、サービスを終了する日の1ヶ月前までにお申し出下さい。
- ・次の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ① 利用者が他の介護保健施設に入所した場合。
 - ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合。
 - ③ 利用者が亡くなられた場合。
- ・事業所の閉鎖など止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了の1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ・事業所もしくは、サービス提供責任者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者及びご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行ったと認められる場合などにおいては、利用者は通知することで直ちにサービスを終了出来ます。
- ・利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、また、利用者が病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合には、当事業所は、利用者へ通知することによって直ちにサービスを終了できます。
- ・サービスの中止・変更等は、サービス利用前日までにご連絡下さい。突然の体調不良等でサービスの利用を中止する場合は、この限りではありません。

6. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

- (1) 事業者は、当月のサービス利用の合計額をその月の末日に清算し、請求書に明細を付して、翌月10日過ぎに利用者（家族）へ通知するものとします。
- (2) 利用者は当月の利用料金の合計額を確認の上、請求された月の末日までに、預金口座振替にてお支払いいただくものとします。（預金口座振替は、口座振替申請を金融機関へ行い、その手続き完了まで日数がかかります。）もしくは、下記の当事業所口座にお振込いただくか、事業所窓口にて現金にて直接お支払いいただくものとします。

福島信用金庫 吉井田支店 普通 0238632

福) 雄峰福祉会 ヘルパーステーション 信夫の里

施設長 黒島 武志

- (3) 事業者は、料金の支払いを受けたときは、利用者（家族）に対し領収書を発行するものとします。

※ 利用料の支払いについて、支払い期日から3ヶ月以上遅延し、さらに催告の後もお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

7. 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 使用条件

事業者及び従業者はサービス提供する上で知り得た、利用者及び家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。

(2) 利用目的

<介護事業者の内部での利用に係る目的>

当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス

介護保険事務

介護サービスの利用者に係る管理運営業務のうち次の業務

- ① 入退所等の管理
- ② 会計・経理
- ③ 事故等の報告
- ④ サービスの向上

<他の事業者等への情報提供を行う事例>

- ・ 当該事業者等が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ① 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ② その他委託業務
 - ③ 家族等への心身状況の説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - ① 保険事務委託
 - ② 審査支払い機関へのレセプト提出
 - ③ 審査支払機関又は保険会社等への相談又は届出等
 - ④ 保険者からの照会への回答

<上記以外の利用目的>

- ・ 介護関係事業者の管理運営業務のうち
 - ① 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料としての活用
 - ② ヘルパー養成校等への実習協力
 - ③ 医療機関との連携業務
 - ④ 車両利用に伴う警察署への届出

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医及びご家族にご連絡するとともに、担当の介護支援専門員等の関係事業者に連絡します。

主治医	病院名 及び 所在地			
	氏名		電話番号	
ご家族	氏名(続柄)	()		
	住所			
	電話番号			

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては複数の訪問介護員が交替でサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

- ・ 訪問介護員の交替を希望する場合には、交替を希望する理由を明らかにし事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。
- ・ 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合、利用者及びそのご家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

- ① 当事業所が、提供するサービス以外の業務を依頼することはできません。
- ② サービスの実施に関する指示は、すべて当事業所が行います。
- ③ サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が関係事業所に連絡する場合の電話も使用させていただきます。
- ④ 訪問の日時については、訪問介護員の稼働状況により調整をお願いする場合もございます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービスの内容の変更を行います。

(5) 禁止行為

- ① 医療行為
- ② 利用者及びそのご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
- ③ 利用者及びそのご家族に対する迷惑行為。
- ④ 個人的なお付き合い、湯茶のもてなしや金品の授受

10. 事故発生時の対応方法並びに損害賠償

サービス提供中に利用者に係る重大な事故が発生した場合には、速やかにご家族、介護支援専門員、医師等に連絡するとともに、保険者へ報告するものとします。又、事業者は事業者または従業者がサービスの実施によって自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、利用者に故意や過失等が認められた場合は損害賠償責任を減じることが出来ます。

11. 第三者による評価の実施状況

なし

12. サービス内容に関する相談・苦情等

- (1) 当事業所では、安心してサービスを利用できるように、不満に思っている事や苦情を気軽に相談いただくために専用の窓口を設けております。

◎ 相談・苦情受付窓口（受付担当者）

サービス担当責任者 齋藤 理恵 電話 546-2727

◎ 事業所の苦情処理体制

苦情解決責任者 管理者 黒島 武志 電話 546-2727

苦情解決 第三者委員

八巻 正 電話 563-5467

國井 輝夫 電話 577-9208

◎ 「福島市」介護保険課 024-525-6587

「福島県国民健康保険連合会」介護福祉課 苦情相談窓口

024-528-0040

<http://www.fukushima-kokuho.jp/ippan/ka-kujyo.html>